

野田市告示 第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、野田都市計画地区計画を次のとおり決定した。

その関係図書は、野田市建設局都市部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月17日

野田市長 鈴木 有

- 1 都市計画の種類及び名称  
野田都市計画地区計画 瀬戸上ノ台地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
野田市瀬戸字上ノ台の一部の区域